

## ○高圧ガス販売事業承継届（一般則、液石則、冷凍則）

### 根拠法令

- ・法第20条の4の2
- 一般則第37条の2
- 液石則第38条の2
- 冷凍則第26条の2

### 適用

- ・販売業者について譲り渡し、相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合

### 必要書類

1. 高圧ガス販売事業承継届書  
（一般則様式第21の2、液石則様式第21の2、冷凍則様式13の2）
2. 相続の場合
  - ①戸籍謄本（被承継者に関する）
  - ②相続の事実を証する書面  
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
3. 合併、分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
4. 譲渡の場合
  - ①譲り渡しの事実を証する書面（譲渡契約書の写し等）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）